

# 令和6年度やまがた女性のつながりサポート事業実施業務委託

## 企画提案募集要領

令和6年度やまがた女性のつながりサポート事業実施業務委託の内容及び当該業務に係る委託契約の方法等について、以下のとおり定める。

### 1 委託業務名

令和6年度やまがた女性のつながりサポート事業実施業務

### 2 事業概要

- (1) 事業目的 望まない孤独・孤立や様々な不安・悩みを抱える女性に対する支援の強化を図る。
- (2) 業務内容 令和6年度やまがた女性のつながりサポート事業実施業務委託仕様書（基本仕様書）（以下「仕様書」という。）のとおりに（別添1）
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月15日まで
- (4) 提案上限額 700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 3 委託契約の方法

- (1) 契約方法 随意契約
- (2) 契約の相手方の選定  
公募により企画提案を募集、選定し、優秀な提案者（4者）を随意契約の相手方の候補とする。

### 4 応募団体の資格

次に掲げる要件の全てを満たす団体とします。法人格の有無は問いません。

- (1) 山形県内に所在地がある団体であること
- (2) 企画提案時において、団体の活動期間が1年以上あること、又は団体の主たる構成員について、当該団体が行う活動と同種の活動経験が1年以上あること
- (3) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）及び構成員の名簿を整備・所持していること
- (4) 県税その他租税を滞納していないこと
- (5) 営利団体、政治団体又は宗教団体でないこと
- (6) 暴力団でないこと、暴力団・その構成員（かつて構成員だった者を含む。）・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制法による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと
- (8) 団体の役員が全員が次に該当しないこと
  - ① 成年被後見人又は被保佐人
  - ② 破産者で復権を得ないもの

- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
- ⑤ 暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む。）・関係者

## 5 応募書類の提出等に関する事項

### (1) 募集期間及び提出方法

令和6年5月17日（金）から令和6年5月31日（金）17時まで  
（必要書類をPDFにして電子メールで送付ください。）

※**応募は1団体につき1提案**とします。

### (2) 提出書類

本事業に応募する団体は、5月31日（金）17時までに次の書類を1部作成し、提出してください。

- ①企画提案参加申込書 (様式第1号)
- ②事業者概要書 (様式第2号)
- ③添付書類 ※事業者概要書参照
- ④企画提案書 (様式第3号)
- ⑤事業計画書 (様式第4号)
- ⑥生理用品配布計画書 (様式第5号)
- ⑦実施業務予算書 (様式第6号)

★応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。また、提出された書類は、理由のいかににかかわらず返却しません。

★提出書類の様式は、5月17日（金）以降、特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミルのウェブサイトからダウンロードすることができます。

(<https://www.amill.org/yamagata-woman-tunagari>)

### (3) 書類・データ類の修正依頼について

5月31日（金）までに提出された企画提案に係る修正依頼については、企画提案書記載の連絡先に対し、電子メール、または電話にて行います。

## 6 選定方法

### (1) 選定機関

「令和6年度やまがた女性のつながりサポート事業採択団体選定基準」に基づき、特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミルにおいて検討会議を開催し、更に山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課と協議する。

### (2) 選定方法

5月31日（金）までに提出のあった企画提案書類により選定を行い、採用候補企画を決定します。検討会議は書類の提出期限後速やかに開催するものとし、また、選定結果については6月下旬に企画提案のあったすべての団体にお知らせします。なお、県内各地域（村山地域、最上地域、置賜地域、庄内地域）から1団体ずつの計4団体とします。

(3) 選定基準

選定のポイント	
1. 事業目的について	① 事業内容が仕様書で禁じられている事業に該当しておらず、孤独・孤立や様々な不安・悩みを抱える女性に対し寄り添った内容となっているか。
2. 事業内容について	① 計画を実現できる体制があるか。提案された事業の内容・手法・スケジュール等は実現可能で目的に合致しているか。 ② 事業内容を効果的に発信・周知する手法が講じられているか。
3. 事業効果及び目標について	① 目標と将来展望は具体的かつ実現可能なものか。 ② 地域連携に繋がっているか。
4. 予算について	① 前年度まで自団体で実施してきた事業の場合、単なる既存事業の財源付け替えではなく、同じ内容でもより高い効果を得られるものとなっているか。但し、前年度に「令和5年度やまがた女性つながりサポート事業」を受託した団体の場合は、前年同様の事業内容で提案することは可とするが、前年の事業実績を踏まえた適切な経費の積算となっているか。 ② 事業に要する費用の見積もりは、過大あるいは過小ではないか。

7 事業のスケジュール（予定）

① 企画提案書の提出	令和6年5月17日（金）から5月31日（金）まで
② 検討会議	書類の提出期限後速やかに開催
③ 採択決定	6月下旬予定
④ 委託契約	6月下旬予定
⑤ 事業実施	契約日から令和7年3月15日（土）まで計画に沿って事業を実施
⑥ 概算払い請求	提出期限 第1回目（7月31日（水）締切 業務委託料の上限4割） 第2回目（11月29日（金）締切 業務委託料の上限4割）
⑦ 状況報告	・9月末までの状況については10月10日（木）まで ・12月末までの状況については1月10日（金）まで 業務委託実施状況報告書を提出

⑧ 業務完了報告書の提出	令和7年3月21日（金）までに業務完了報告書を提出
⑨ 精算	実績報告書の完了検査終了後、精算を行います。

注1 大幅な変更（イベントの回数減、事業額の3割を超える増減、事業内容の変更などあった場合は変更契約が必要です。

## 8 委託契約に係る基本事項

- (1) 選定結果に基づき、優れた提案を行った者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 採択者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは採択者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、検討会議において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

## 9 その他

- (1) 採択となった団体の名称、事業の概要、実施状況等については、ウェブサイト等により公表する場合がある。
- (2) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 事業実施期間中は、事業の周知・広報を行うとともに、山形県男女共同参画センターが実施する相談事業及び、山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課が行う各種事業に協力すること。
- (4) 団体自らが事業について周知広報する際は、当該事業が「令和6年度やまがた女性のつながりサポート事業（山形県委託事業）」である旨の表記を行うこと。
- (5) 企画提案提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当」に提出すること。

## 10 担当

特定非営利活動法人 山形の公益活動を応援する会・アミル  
〒990-0828 山形県山形市双葉町 2-4-38 双葉中央ビル 3F  
TEL 023-674-0606 / FAX 023-674-0808  
E-mail : office.amill@titan.ocn.ne.jp